

茨城町第6次行政改革大綱

令和6年3月

茨 城 町

はじめに

本町では、平成7年5月に「茨城町行政改革推進本部」を設置し、平成8年3月に「茨城町行政改革大綱」を策定いたしました。その後、社会経済状況の変化や地方分権を踏まえ、組織機構の見直しや定員管理の適正化、財政の健全化等に取り組んでまいりました。平成30年3月には、「茨城町第5次行政改革大綱」を策定し、「住民サービスの向上」、「民間委託等の推進と業務改革」、「持続可能な財政運営」の基本方針に基づき、大綱に掲げられた改革の各目標に沿って取り組みを行い、指定管理者制度の導入や、下水道事業の公営企業化など、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、少子高齢化・人口減少のさらなる進行に伴う財政環境がより一層厳しくなることが見込まれ、将来的には町全体の活力低下が懸念されるなど、予断を許さない状況が続いています。

このような状況を踏まえ、これまでの計画を継承・発展させるため、前計画の基本方針を引き継ぎつつ、行政のデジタル化にも対応した「茨城町第6次行政改革大綱」を策定いたしました。

今後は、本大綱に基づき、質の高い住民サービスの提供や持続可能な行財政運営を図るため、職員一丸となって取り組んでまいります。

結びに、本大綱の策定にあたり、熱心にご審議いただきました行政改革推進審議会の委員各位をはじめ、関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和6年3月

茨城町長 小林 宣 夫

目 次

第1章	行政改革の取組成果と今後における必要性	… 1
1	行政改革の取組成果	… 1
2	今後における必要性	… 2
	(1) 本町の財政状況と今後の見通し	… 3
	(2) 対応すべき時代の流れ	… 3
第2章	行政改革の基本方針	… 5
1	基本目標	… 5
2	推進項目	… 5
3	推進期間	… 5
4	推進体制	… 6
5	進捗管理	… 6
第3章	第6次行政改革大綱 体系図	… 7
資料編		… 8
1	諮問書	… 9
2	答申書	… 10
3	茨城町行政改革推進審議会規程	… 11
4	茨城町行政改革推進審議会委員名簿	… 13

第1章 行政改革の取組成果と今後における必要性

1 行政改革の取組成果

本町では、平成8年3月に「茨城町行政改革大綱」を策定して以来、5次にわたる大綱を策定し、多種多様な事業の見直し、学校給食共同調理場調理部門の民間委託や幼稚園の再編、職員給与の適正化等、積極的な行政改革を推進し、多くの成果を上げてきました。

現在の「茨城町第5次行政改革大綱」は、「住民サービスの向上」、「民間委託等の推進と業務改革」、「持続可能な財政運営」を基本方針とし、質の高い行政サービスの実現に向けて、継続的に行政改革を推進しているところです。

【これまでの経過】

- 平成 7年 5月 茨城町行政改革推進本部設置
- 平成 7年10月 茨城町行政改革推進審議会設置
- 平成 8年 3月 茨城町行政改革大綱策定
- 平成16年 3月 茨城町行政改革大綱（改訂版）策定
- 平成18年 3月 茨城町集中改革プラン策定
- 平成21年 3月 茨城町第3次行政改革大綱・実施計画策定
- 平成26年 6月 茨城町第4次行政改革大綱・実施計画策定
- 平成31年 3月 茨城町第5次行政改革大綱・実施計画策定

【第5次行政改革大綱における取組成果】

令和4年度末現在

推進項目	目標項目	目標及び実績
各種証明書の発行窓口の統合	各種証明書発行窓口の統合	目標 導入検討 実績 検討終了
行政課題に的確に対応できる人材の育成	各種研修の開催	目標 12回 実績 13回
ふるさと元気づくり推進事業の推進	同事業の実施団体数	目標 27団体 実績 26団体

防災力の向上	災害時情報メールの登録者数	目標 2,000 人 実績 2,101 人
	自主防災組織数	目標 56 団体 実績 54 団体
情報発信・魅力発信の強化	HP アクセス件数	目標 1,800,000 件 実績 1,846,173 件
	いば3ふるさとサポーターズクラブの会員数	目標 1,000 人 実績 965 人
電子申請の利用率向上	いばらき電子申請・届出サービスの利用件数	目標 1,000 件 実績 1,116 件
町立図書館への指定管理者制度の導入検討	町立図書館への指定管理者制度の導入	目標 導入検討 実績 検討終了
町営斎場「いばらき聖苑」の管理運営方法の検討	町営斎場「いばらき聖苑」の管理運営方法の検討	目標 導入検討 実績 実施
民間活力導入の推進	民間活力導入の推進	目標 調査研究 実績 調査研究
文書管理及び事務決裁の電子化の検討	文書管理及び事務決裁の電子化検討	目標 導入検討 実績 検討
各種団体等の見直しの検討	各種団体等の見直しの検討	目標 導入検討 実績 実施
手数料・使用料の見直しの検討	手数料・使用料の見直しの検討	目標 導入検討 実績 実施
健全な財政運営の推進	将来負担比率の改善	目標 67.20% 実績 8.10%
安定的な歳入の確保	町税収納率 現年分 (%) (国保税除く)	目標 99.3% 実績 99.1%
公共下水道事業・農業集落排水事業の公営企業化	公共下水道事業・農業集落排水事業の公営企業化	目標 実施 実績 実施

2 今後における必要性

今後、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、地方経済が縮小し、税収が減少する一方で、社会保障関連経費等の支出が増大し、行政運営はより厳しい状況に陥ることが懸念されています。

さらには、急速にすすむ社会のデジタル化や、新型コロナウイルス感染症のまん延のような劇的な社会変化への対応等、持続可能で発展的なまちづくりを進めていくためには、常に時代の変化に対応していく必要があります。

このような状況の中、茨城町第6次総合計画における基本理念「住むことを誇れるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」、「協働のまちづくり」の実現のため、行財政運営全般において継続的な検証・評価を実施し、限られた経営資源の有効活用を図り、行政改革を継続し実施していく必要があります。

(1) 本町の財政状況と今後の見通し

令和4年度における一般会計の決算額は、歳入が136億6百万円に対して、歳出が128億1千5百万円となり、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、7億9千1百万円の黒字となりました。

黒字となった主な要因として、歳入面では、普通交付税や国庫支出金等が大幅減となりましたが、歳出面において、物価高騰等厳しい財政状況を踏まえて、施策の選択と集中に努めてきたことが挙げられます。

財政構造の弾力性を表す経常収支比率は84.8%で、「茨城町第6次総合計画」の目標値を上回っているものの、自主財源比率は38.6%に留まっています。

また、令和6年度の歳入については、町税収入、地方交付税等とも微増を見込んでおりますが、歳出においては、社会保障関係経費が増加するとともに、物価高騰に伴う委託料や工事費等の増加が見込まれます。さらに、令和7年度以降も新たな文化的施設関連事業等の大規模プロジェクトや、広域し尿処理場等公共施設の更新や修繕を控えており、一層の歳出削減が求められます。

今後の財政運営に当たっては、町債発行額の抑制、将来を見据えた財政調整基金等の適正規模の確保や自主財源の積極的確保、施策や事業の重点的かつ効果的な実施等、経営感覚を持った予算の重点化が極めて重要となります。

(2) 対応すべき時代の流れ

① 加速する少子高齢化・人口減少

全国の地方公共団体において、人口減少・少子高齢化の進行による地域経済や財政の縮小等により、今後ますます厳しい財政状況が続いていくことが予想されております。

本町においても少子化・人口減少の流れは加速しており、「茨城町人口ビジョン（令和2年3月改訂版）」では、茨城町における2060年の目標人口を25,189人としています。

こうした情勢のなか、人的資源と財源の確保及び業務の効率化に努め、持続可能な行政運営を維持していくことが求められます。

(参考) 茨城町人口ビジョン目標人口 (令和2年改訂)

単位：人

年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年
人口ビジョン 目標人口	31,401	30,589	28,691	26,800	25,189
将来推計人口	31,401	27,968	24,049	20,576	18,023

※将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（H30 推計）

②求められる地方の自立と住民の参画・協働

国から地方への地方分権改革が進められる中、地方自治体には、地域における多様な人的資源を生かしながら、自らの権限と財源によって、独自の施策を展開していくことが、これまで以上に強く求められます。

このため、本町においても、様々な分野で住民との協働を推進するとともに、行財政運営のさらなる効率化を進め、将来にわたって自立・持続可能な経営体制を確立していく必要があります。

③デジタル化の推進

情報通信技術は進化を続け、国においてもデジタル庁の発足や「令和版デジタル行財政改革」により、デジタル技術を活用した行政の効率化を図る等、新たな社会を迎えています。

地方自治体には、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術を活用して、住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

本町においても、情報化・デジタル化をこれからのまちづくりに欠かせない社会基盤の一つとしてとらえ、積極的に取り組んでいく必要があります。

第2章 行政改革の基本方針

1 基本目標

これまでの行政改革において、事務事業の見直しや民間委託の推進、職員の定員管理及び給与の適正化等、コスト縮減や事業の見直しを中心とした量的な削減については、一定の成果を上げてきました。

今後は、様々な行政需要に対応するため、住民サービスの向上と協働の推進、デジタル技術を活用した業務の効率化と民間委託の推進、持続可能な財政運営を柱とした、さらなる行政改革を計画的に推進します。

2 推進項目

①住民サービスの向上と協働の推進

住民の利便性向上を図るため、デジタル技術を活用する等利用者の視点に立った住民サービスの推進を図るとともに、協働の推進による地域コミュニティの活性化に取り組みます。

②デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進

住民サービスの向上に資するため、デジタル技術の活用等により業務の効率化を図るとともに、引き続き民間委託を推進しつつ、前計画において導入した指定管理者制度の検証を行います。

③持続可能な財政運営

持続可能な財政運営と健全な財政構造の確立のため、財源の安定的な確保と予算の重点的・効果的な配分を行います。

また、全体的かつ長期的な視点から、公共施設の計画的な維持管理を図ります。

3 推進期間

本大綱に基づく行政改革の推進期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

4 推 進 体 制

行政改革の推進に当たっては、町長を本部長とする茨城町行政改革推進本部が中心となり、すべての職員が自らの問題と捉え、全庁的な体制による見直しや改革に取り組みます。

5 進 捗 管 理

本大綱の進捗状況については、茨城町行政改革推進審議会に毎年報告し、助言や提言をいただき計画に反映します。また、町ホームページ等により、進捗状況を公表します。

なお、本大綱の計画期間中に、社会情勢の変化や町の施策により新たに取り組むべき課題が生じた際には、随時見直しを行います。

第3章 第6次行政改革大綱 体系図

第6次行政改革大綱	⇒	推進項目	推進内容			
		1 住民サービスの向上と協働の推進	⇒	効率的な組織体制の整備、計画的な職員採用及び人材育成の実施		
				⇒	デジタル化による住民サービスの向上	①電子申請の利用可能手続拡大 ②書かない窓口の導入検討
					各種証明書コンビニ交付サービスの普及拡大	
				ふるさと元気づくり推進事業の推進		
				自主防災組織の拡充		
				新たな文化的施設の整備による地域の賑わい創出		
	⇒	2 デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進	⇒	デジタル化による業務の効率化	①茨城町DX推進計画の推進 ②文書管理及び事務決裁の電子化の検討	
				効率的な投票区の配置		
				民間活力導入の推進		
				指定管理者制度導入後の検証		
				学校給食費徴収業務の公会計化検討		
	⇒	3 持続可能な財政運営	⇒	事務事業の見直しによる財政運営の健全化	①事務事業の評価・検討 ②将来負担比率の確認	
				安定的な歳入の確保		
適正な受益者負担の維持						
汚水処理の広域化						

資 料 編

- 1 諮問書
- 2 答申書
- 3 茨城町行政改革推進審議会規程
- 4 茨城町行政改革推進審議会委員名簿

1 諮 問 書

茨 町 総 第 1 2 1 号
令 和 5 年 1 1 月 7 日

茨 城 町 行 政 改 革 推 進 審 議 会 会 長 様

茨 城 町 長 小 林 宣 夫

茨 城 町 第 6 次 行 政 改 革 大 綱 及 び 実 施 計 画 の 策 定 に つ い て （ 諮 問 ）

茨 城 町 第 6 次 行 政 改 革 大 綱 の 策 定 に あ た り 、 茨 城 町 行 政 改 革 推 進 審 議 会 規 程 第 2 条 の 規 定 に 基 づ き 諮 問 し ま す 。

諮 問 理 由

平 成 3 1 年 3 月 に 策 定 し た 、 第 5 次 行 政 改 革 大 綱 の 推 進 期 間 が 令 和 5 年 度 を も っ て 終 了 す る た め 、 令 和 6 年 度 か ら 令 和 1 0 年 度 ま で の 5 年 間 に お い て 新 た に 取 り 組 む べ き 第 6 次 行 政 改 革 大 綱 に つ い て 、 意 見 を 求 め ま す 。

2 答 申 書

令和6年3月4日

茨城町長 小林 宣夫 様

茨城町行政改革推進審議会
会長 寺 山 勝 衛

茨城町第6次行政改革大綱及び実施計画の策定について（答申）

令和5年11月7日付け茨町総第121号で諮問のありました、茨城町第6次行政改革大綱及び実施計画の策定について、本審議会を開催し審議した結果、適当であると答申します。

なお、下記のとおり、3つの推進項目に関する当審議会の意見を提起しますので、十分配慮のうえ、積極的に行政改革を推進されるよう要望します。

記

茨城町第6次行政改革大綱及び実施計画について

1 推進項目① 住民サービスの向上と協働の推進について

- (1) 各手続きの電子化は必要ではありますが、デジタルに不慣れな方への配慮を忘れないでいただきたい。
- (2) 協働の推進については、町からの一方通行にならないよう、住民とのコミュニケーションに努めていただきたい。

2 推進項目② デジタル化による業務の効率化と民間委託の推進について

- (1) デジタル化による業務の効率化に伴い、扱う情報量も増えていくこととされます。個人情報取扱いには十分ご注意ください。
- (2) 民間委託等に関しては、コスト削減を第一に考えた安易な導入はせず、住民にどのような影響を及ぼすかをよく検討したうえで進めていただきたい。

3 推進項目③ 持続可能な財政運営について

- (1) 厳しい財政状況の中ではありますが、町の発展に必要な事業に対しては、十分な投資をしていただきたい。
- (2) 汚水処理の広域化のように、将来のコストを意識した公共施設の管理運営に努めていただきたい。

3 茨城町行政改革推進審議会規程

茨城町行政改革推進審議会規程

平成7年10月25日

規程第4号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な町政の実現を推進するため、茨城町行政改革推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、茨城町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、行政改革推進本部（以下「本部」という。）から、行政改革大綱の推進状況について定期的に報告を受ける。

3 審議会は、本部に対し、行政改革大綱の推進について必要な助言を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、住民の代表者等から町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の3月末日までとし、再任を妨げない。ただし、任期途中の交代により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成7年10月25日から施行する。
- 2 茨城町行財政改革審議委員会規程（昭和60年茨城町規程第1号）は、廃止する。

附 則（平成14年規程第8号）

この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4条にただし書きを加える改正規定は、公布の日から施行する。

4 茨城町行政改革推進審議会委員名簿

茨城町行政改革推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

氏名	役職等	備考
寺山勝衛	社会教育委員議長	会長
坂場道子	学識経験者	副会長
澤秀雄	茨城町議会議長	(R5. 12. 20 まで)
山西正樹		(R5. 12. 21 から)
石川祐一	茨城町議会総務・経済建設常任委員会委員長	(R5. 12. 20 まで)
大場八千代		(R5. 12. 21 から)
海老澤貞雄	区長会会長	
海老澤信子	女性会連絡協議会会長	
園部芳一	学識経験者	
藤枝一行	学識経験者	
別所恵子	学識経験者	
木村栄	学識経験者	